

岐 阜 県 公 報

目 次

鳥獣保護区の指定	(地球環境課)	一
鳥獣保護区の存続期間の更新	(同)	二
特別保護区の指定	(同)	四
休猟区の指定	(同)	五
特別猟具使用禁止区域の指定	(同)	六

告 示

岐阜県告示第五百五十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条
 第一項の規定により次のとおり鳥獣保護区を指定するので、同条第九項において読み替
 えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 鳥獣保護区の名称及び区域

名 称	区 域
東町鳥獣保護区	多治見市東町二丁目と東町三丁目と土岐市境の交点を起点とし、土岐市境を南東進したのち南進し東町四丁目の鉾山跡地方面へ南西進し鉾山跡地境で北進したのち西進し市道〇一五二〇〇線との交点に至り、同市道を北進し市道〇一五二〇六線との交点に至り、同交点を北東進したのち北西進し東町二丁目と東町三丁目の境界に至り、同境界を北東進し起点に至る線により囲まれた区域

二 存続期間

平成二十二年十一月一日から

平成三十三年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区の保護に関する指針

名 称	指 定 区 分	指 定 目 的

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) 発 行 (休 日 に 当 た る 時 刻 は 翌 日)

平成二十二年十月二十九日

<p>東町鳥獣保護区</p> <p>身近な鳥獣生息地の保護区</p> <p>当該地域は、湿地性植物であるシデコブシ、サギソウなどが自生し、ハツチヨウトンボなどが確認される良好な湿地が残されている。また、その良好な自然環境から、オオタカ(環境省レッドリスト準絶滅危惧種)が狩り場としていた地域である。そこで、鳥獣の保護を図り、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。</p>	<p>岐阜県告示第五百五十一号</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第一項の規定により告示する。</p> <p>平成二十二年十月二十九日</p> <p>岐阜県知事 古田 肇</p>	<p>一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域</p>	<p>名称</p> <p>みやまの森鳥獣保護区</p> <p>区域</p> <p>山県市富永地内の林道栢野線と山県市富永字滝ヶ平一一九一と字滝ヶ平一〇二〇二五の境界との交点を起点とし、同所から山県市富永字滝ヶ平と字南山の字界を南西進しさらに南進し富永字南山一〇七〇と字滝ヶ平一〇六と字滝ヶ平一〇七を分ける境界に至り、同所を南西進し旧美山町と旧高富町を分ける稜線に至り、同稜線をさらに西進しさらに北進し山県市富永字西ヶ平と字滝ヶ平を分ける境界に至り、同境界を東進し山県市富永字滝ヶ平一一九一と字滝ヶ平一〇二〇二五を分ける境界に至り、同所を東南進し起点に至る線に囲まれた区域</p> <p>揖斐郡揖斐川町大字日坂地内の貝月谷と奥イワイ谷との合流点を起点とし、同所から字貝月谷と字和佐谷との境界とを結び稜線を東進し字貝月谷と字和佐谷との境界に至り、同所から同境界を南進し大字日坂と大字春日美束との境界に至り、同所か</p>
<p>宇枯鳥獣保護区</p> <p>加茂郡白川町大字赤河地内宇枯峠の南西部に位置する協立株式会社及び旧白川ガーデンパーク地主会に加入しているもの所有する土地の区域</p>	<p>下山鳥獣保護区</p> <p>加茂郡白川町大字河岐地内の国道四一号と飛騨川と小井戸谷とを分ける稜線との交点を起点とし、同所から同稜線を東南進し三角点(七一六・五メートル)に至り、同所から稜線を東南進し大字河岐と大字三川との境界に至り、同所から同境界を南進し白川町と八百津町との境界に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線により囲まれた区域。ただし、区域界となる道路敷を除く。</p>	<p>安桜山鳥獣保護区</p> <p>関市西本郷通一丁目と二丁目を分ける一級河川関川に架かる安桜橋を起点とし、同所から同河川を北東進し普通河川の通称ほたる川に至り、同所から同河川を東進し黒屋橋に至り、同所から市道幹一 一三三号線を南進し市道一 四六五号線に至り、同所から市道幹一 四六五号線を西進し主要地方道美濃関停車場線に至り、同所から同主要地方道西北進し市道幹一 五七号線に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>迫間鳥獣保護区</p> <p>関市下迫間地内の市道幹一 二二三号線と林道多賀坂線の交点を起点とし、同所から同林道を南進し字多賀に至り、同所から字前平と字多賀の字界を東進し字亀田に至り、同所から字亀田と字前平の字界を東進し字影平に至り、同所から字前平と字影平の字界を南進し字前平を南北に分ける稜線に至り、同所から同稜線を東南進し迫間山(三二二・二メートル)を経て加茂郡坂祝町に至り、同所から関市と坂祝町の境界を西南進し各務原市に至り、同所から関市と各務原市の境界を西進し関市鍛冶屋洞と登ヶ洞に至り、同所から同字界を北東進し字西浦に至り、同所から字西浦と字登ヶ洞の字界を北東進し市道七 二二五号線に至り、同所から同市道を北東進し市道幹一 二二五号線に至り、同所から同市道を南進し市道幹一 一六八号線に至り、同所から同市道を東南進し市道一 二二三号線に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>

<p>三合谷鳥獣保護区</p>	<p>阿木川鳥獣保護区</p>	<p>稲成鳥獣保護区</p>
<p>飛騨市宮川町丸山地区のJR高山本線と三合谷左岸との交点を起点とし、同所から同谷左岸を南進し本谷と谷口国有林の谷を分ける稜線に至り、同所から同稜線を東南進し標高点(一二六メートル)に至り、同所から種蔵と丸山との境界を南進し宮川町と古川町との境界に至り、同所から同境界を西進し高山</p>	<p>恵那市内の国道二五七号と恵那市道東野九七号線との交点を起点とし、同所から同市道を東南進し恵那市と中津川市との境界に至り、同所から中津川市道一六号線を東南進し中津川市道二六号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道久保原阿木線との交点に至り、同所から同県道を南西進し国道二五七号との交点に至り、同所から同国道を南西進し岩村町三〇号線との交点に至り、同所から同市道を北進し八本木林道に至り、同所から同林道を北進しいわむらカントリークラブゴルフ場の境界に至り、同所から同境界を西進し市道小沢山市場田線との交点に至り、同所から同市道を南西進し岩村町七号線に至り、同所から同市道を西北進し東濃牧場岩村団地の境界に至り、同所から北東進し恵那市道岩村町七号線との交点に至り、同所から同市道を北進し恵那市三郷町野井字中切へ至る山道に至り、同所から同山道を北進し市道三郷町五八号線に至り、同所から同市道を北東進し市道長島町三三四号線に至り、同所から同市道を東南進し中部用水管理道に至り、同管理道を北東進し市道長島町二八五号線に至り、同所から同市道を北東進し国道二五七号との交点に至り、同所から同国道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>郡上市八幡町島谷地区の国道一五六号(郡上大橋)と吉田川左岸との合流点を起点とし、同所から吉田川左岸を東進し八幡大橋との交点に至り、同所から国道一五六号を東南進しあんりよう橋に至り、同所から谷沿いに南西進し東殿山国有林四〇三四林班と民有林との境界との交点に至り、同所から同境界を西北進し同国有林四〇三五林班と民有林との境界との交点に至り、同所から同境界を南西進し同町安久田の境界との交点に至り、同所から同境界を西進し横道作業道との交点に至り、同所から同作業道を南西進し大規模林道八幡高山線との交点に至り、同所から同林道を東南進し市道穀見安久田線(歩道)との交点に至り、同所から同道を南西進し穀見谷橋を経て森林と農地の境界との交点に至り、同所から同境界を西進し国道一五六号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>

<p>安桜山鳥獣保護区</p>	<p>下山鳥獣保護区</p>	<p>宇枯鳥獣保護区</p>	<p>日坂鳥獣保護区</p>	<p>みやまの森鳥獣保護区</p>	<p>三 鳥獣保護区の保護に関する指針</p>
<p>身近な鳥獣生息地の保護区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>二 存続期間 平成二十二年十一月一日から 平成三十二年十月三十一日まで</p>
<p>当該地域は、南側は商店街、北側については区画整理された住宅地で東西側も住宅密集地である。</p>	<p>当該地域は、飛騨川国定公園の指定を受けた森林帯の一部で、ヒノキ、スギ、アカマツ等の針葉樹と広葉樹が混在しており、野生鳥獣の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>当該地域は、別荘地内で広葉樹を主とした樹生が多く、タヌキ、キツネ、キジなどの多様な鳥獣が生息している区域であることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護・繁殖を図る。</p>	<p>当該地域は、コナラ・トチ・シデ類などの天然広葉樹林が広く分布した林相の変化に富む地域で、ヤマセミ、ヤマドリ、イノシシ、ツキノワグマなど多種多様な鳥獣が生息している区域であることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>当該地域は、スギ、ヒノキの人工林が多く、キジ・ヤマドリなど小型鳥獣類の繁殖適地となっている。また、生活環境保全林としてレクリエーション施設も整備されており、自然とのふれあいや学習の場として活用ができるよう鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然環境の保全に努める。</p>	<p>三角点(一三三六・六メートル)に至り、同所から小谷と丸山との境界を北進し標高点(一二二メートル)に至り、同所から小谷と牧戸との境界を西進し牧戸と林との境界に至り、同所から同境界を北進しJR高山本線に至り、同所から同本線を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>

迫間鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、ふどこの森として遊歩道等が設置され、住民の憩いの場となっているだけでなく、市外からも多くの人が訪れ自然や野鳥の観察などに親しんでいることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
稲成鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、落葉広葉樹林、針葉樹林などで林層の変化に富む地域であり、イノシシ、サル、シカをはじめとする多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
阿木川鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、阿木川ダム湖を中心とした地域で、ダム湖の周囲には広葉樹林や針葉樹林があり、多様な鳥獣の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図るとともに、地域における生物多様性の確保に資する。
三合谷鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は標高約四〇〇メートルから一三〇メートルの森林帯に位置し、ブナ、コナラなど広葉樹からなる天然林が大部分を占めており、オオタカ、フクロウ、ツキノワグマなどをはじめとする多様な野生鳥獣の生息適地であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地区に生息する鳥獣の保護繁殖を図る。

岐阜県告示第五百五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十月二十九日

<p>一 特別保護地区の名称及び区域</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>		
<p>名 称</p> <p>日坂特別保護地区</p>	<p>区 域</p> <p>揖斐郡揖斐川町大字日坂地内の貝月谷と奥イワイ谷との合流点を起点とし、同所から貝月谷と奥イワイ谷を分ける稜線を南西進し大字日坂と大字春日美東との境界に至り、同所から同境界を南西進したのち西北進し貝月山三角点（一一三四・三メートル）に至り、同所から大字日坂と大字坂内坂本との境界を北進し揖斐川町有林と日坂区有林との境界に至り、同所から同境界を北東進し貝月谷に至り、同所から同谷を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>安岐山鳥獣保護区のうち森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条の規定による地域森林計画の対象とされている森林の区域。ただし、市道幹一 一三八線より北西側の一部森林の区域を除く。</p>
<p>二 存続期間</p> <p>平成二十二年十一月一日から 平成三十二年十月三十一日まで</p>		
<p>三 特別保護地区の保護に関する指針</p>		
<p>名 称</p> <p>日坂特別保護地区</p>	<p>指 定 区 分</p> <p>森林鳥獣生息地</p>	<p>指 定 目 的</p> <p>当該地域は、コナラ・トチなどの天然広葉樹林が広く分布した林相の変化に富む地域である。こうした自然環境を反映して、ヤマセミヤマトリ、イノシシ、ツキノワグマなど多種多様な鳥獣が生息している区域であることから、多種多様な鳥獣の良好な生息地として、特別保護地区に指定し、鳥獣の保護を図る。</p>
<p>安岐山特別保護地区</p>	<p>身近な鳥獣生息地</p>	<p>当該地域は、当該鳥獣保護区の中でも安岐山を中心とする山林内で、関市が管理する遊歩道や東屋等があり住民の憩いの場になっていることや、住宅地の中にありながら多種多様な鳥類が生息していることから、特別保護地区に指定し、鳥獣の</p>

保護を図る。

岐阜県告示第五百五十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 休猟区の名称及び区域

名 称	区 域
大原休猟区	<p>郡上市大和町内ヶ谷谷地内の内ヶ谷川に架かる平瀬橋南詰を起点とし、同川左岸を南西進し同市と関市との境界との交点に至り、同所から同境界を西北進し福井県大野市との境界に至り、同所から同境界を北進し三角点（一一二六・四メートル）を経て同市大和町と同市白鳥町とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を東南進し榎谷と承ヶ谷を分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西進し一〇七九メートルと九二〇メートルの標高点を経て起点に至る線により囲まれた区域</p> <p>郡上市美並町大原地内の県道大原富之保線と東海北陸自動車道上り線との交点（洞門西詰）を起点とし、同所から同自動車道を北進し大矢北トンネル南詰めに至り、同所から同森林と耕地の境界を西北進し大洞谷との交点に至り、同所から同谷を南進し慈恵中央病院敷地界との交点に至り、同所から同境界を北進し同町大原と同町白山の境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し四三六・一メートルの三角点を経て関市との境界の交点に至り、同所から同境界を南進し美濃市との境界の交点に至り、同所から同境界を西進し県道白山美濃線との交点に至り、同所から同県道を西北進し同町大原母野地内の森林と耕地の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し県道白山美濃線との交点に至り、同所から同県道を北東進し黒地林道との交点に至り、同所から森林と耕地の境界を北東進し県道白山美濃線との交点に至り、同所から同県道を北東進し同町大原勝原地内の森林と耕地の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し県</p>
瀬休猟区	<p>道白山美濃線との交点に至り、同所から同県道を北東進し大原川との交点に至り、同所から森林と耕地の境界との交点に至り、同所から同境界を西北進し起点に至る線で囲まれた区域。ただし、同町大原地内の県道大原富之保線と市道板山本線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し中部電力送電線下との交点に至り、同所から同送電線下を南西進し大原川との交点を経て森林と耕地の境界との交点に至り、同所から同境界を西北進し中部電力送電線下との交点に至り、同所から同送電線下を北進し県道大原富之保線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線で囲まれた区域を除く。</p> <p>中津川市川上奥屋地内、長野県南木曾町と川上国有林二〇一八林班と二〇一九林班の境界との交点を起点とし、同所から川上国有林と長野県南木曾町境界を東南進し長野県南木曾町と川上国有林二〇三二林班と民有林との交点に至り、同所から国有林二〇三二林班と民有林との境界を西北進し国有林二〇二八林班と二〇三二林班及び民有林との交点に至り、同所から国有林二〇二八林班と二〇三二林班との境界を東進し国有林二〇二八林班、二〇二八林班、二〇二八林班及び二〇三二林班との交点に至り、同所から国有林二〇二八林班と二〇二八林班との境界を北進し国有林二〇二七林班、二〇二八林班及び二〇二八林班との交点に至り、同所から国有林二〇二七林班、二〇二八林班及び二〇二八林班との境界を東北進し国有林二〇二七林班、二〇二七林班及び二〇二八林班との交点に至り、同所から国有林二〇二七林班、二〇二八林班、二〇二七林班及び二〇二八林班との境界を東進し国有林二〇二五林班、二〇二六林班及び二〇二八林班との交点に至り、同所から国有林二〇二五林班と二〇二六林班の境界を北進し国有林二〇〇四、二〇〇五、二〇一〇、二〇一一、二〇二一、二〇二五林班及び二〇二六林班との交点に至り、同所から国有林二〇二五林班の境界を東進し国有林二〇二二林班と二〇二五林班の境界を東進し国有林二〇二二林班、二〇二二林班及び川上国有林内丸野林道との交点に至り、同所から同林道を西北進し国有林二〇一八林班、二〇一九林班及び同林道との交点に至り、国有林二〇一八林班と二〇一九林班の境界を北東進し起点に至る線に囲まれた区域</p> <p>中津川市田瀬字大萱の県道白川福岡線と付知川の交差を起点とし、同所から県道白川福岡線を西進し白川町境界である切越</p>

六厩川休猟区	峠に至り、同所から東白川村との市町村界及び付知町との大字界を東進し付知町との大字界と付知川右岸側との交差に至り、同所から付知川を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域
鼠餅休猟区	高山市上宝町鼠餅地内の白水谷左岸と沢上谷右岸との交点を起点とし、同所から白水谷左岸を東南進しさらに立平国有林二二四林班と二二五林班の境界を東南進し同市丹生川町との境界に至り、同所から同境界を西進したのち北進し同市上宝町鼠餅字小峠及び字横平と字打保谷とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を北東進し沢上谷右岸に至り、同所から同谷右岸を北東進し起点に至る線により囲まれた区域
気多休猟区	飛騨市古川町と高山市国府町との境界と県道鼠餅古川線との交点を起点とし、同所から同県道を西北進し主要地方道神岡河合線に至り、同所から同主要地方道を北東進し古川町と同市神岡町の境界に至り、同境界を南進し古川町と同市神岡町と高山市国府町との境界に至り、同所から古川町と高山市国府町との境界を東南進し安峰山を経てさらに東南進し起点に至る線により囲まれた区域

二
 存続期間
 平成二十二年十一月一日から
 平成二十五年十月三十一日まで

岐阜県告示第五百五十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。

平成二十二年十月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 特定猟具の種類

銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称及び区域

名称	区域
長良川南部特定猟具使用禁止区域	岐阜市湊町地内の国道二五六号の長良川に架かる長良橋左岸東詰めを起点とし、同所から同国道を南進し市道本町一丁目大宮町二丁目線に至り、同市道及び市道伊奈波通り一丁目本町一丁目線を経て金華山麓に沿う道路及び水路を境界とし同山麓に沿って南進し更に東進したのち月ノ会町二丁目の交差点に至り、同所から市道城望町東興線を南進し主要地方道岐阜県南大野線との交点に至り、同所から同主要地方道を東進し市道日野中五八号線と同主要地方道との交点に至り、同所から岐阜市と各務原市との境界に至り、同所から同境界を南進し各務原市と岐南町との境界に至り、同所から同境界を南進し各務原市と笠松町との境界に至り、同所から同境界を南西進し岐阜県と愛知県との境界に至り、同所から同境界を南西進し笠松町と羽島市との境界に至り、同所から同境界を西進し羽島用水西幹線用水路との交点に至り、同所から同用水路を南進し主要地方道岐阜南濃線に至り、同所から同主要地方道を南進し県道小熊正木線に至り、同所から同県道を西進し県道羽島茶屋新田線に至り、同所から同県道を西進し市道西小熊間島線に至り、同所から同市道を南進し市道境川第一排水機場南線に至り、同所から同市道を西進し県道茶屋新田堀津線に至り、同所から同県道を北進し県道文殊茶屋新田線に至り、同所より同県道を北東進し長良川左岸堤防道路に至り、同所から穂積大橋を経て河渡橋に至り、同所から自転車道線を北東進して忠節橋に至り、同所から長良川左岸堤防道路を金華橋を経て北東進し起点に至る線により囲

津屋川特定猟	<p>羽島市特定猟 具使用禁止区 域</p>	<p>長良川東部特 定猟具使用禁 止区域</p>	<p>ま れた 区 域</p>
<p>海津郡市南濃町志津新田地内の市道海津三三〇八四号線と市</p>	<p>羽島市足近町北宿地内の羽島郡笠松町と羽島市の境界と羽島用水西幹線水路との交点を起点とし、同所から同境界を東進し岐阜県と愛知県との境界に至り、同所から同境界を尾濃大橋、濃尾大橋、木曾川橋を経て南進し県道桑原祖父江線に至り、同所から同県道を西進し市道前野小敷一線に至り、同所から同市道を南進し羽島市桑原町小敷西上野と同町小敷字吹先の字界に至り、同所から同字界を西進し県道桑原下中線に至り、同所から同県道を西進し市道中敷一七号線に至り、同所から同市道を北進し市道中敷一八号線に至り、同所から同市道を北進し市道大須中小敷線に至り、同所から同市道を北進し市道本田岡野町線に至り、同所から同市道を北進し市道本田東方線に至り、同所から同市道を北進し県道茶屋新田堀津線に至り、同所から同県道を北進し市道境川第一排水機場南線に至り、同所から同市道を東進し市道西小熊間島線に至り、同所から同市道を北進し県道羽島茶屋新田線に至り、同所から同県道を東進し県道小熊正木線に至り、同所から同県道を東進し主要地方道岐阜南濃線に至り、同所から同地方道を北進し羽島用水西幹線水路に至り、同所から同水路を北進し起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>岐阜市日野地内の県道上白金真砂線と市道お山下菊川線との交点を起点とし、同所から同県道を北東進し兎走山トンネル線と兎走山麓に沿う東海自然歩道との交点に至り、同自然歩道を東進し県道上白金真砂線との交点に至り、同県道を北東進し藍川橋左岸詰めを経て岐阜市と関市との境界に至り、同所から同境界を東進し各務原市と関市との境界に至り、同所から同境界を東進し主要地方道江南関線に至り、同所から同県道を南進し市道蘇北五五九号線に至り、同所から同市道を西進し新境川に架かる東泉橋に至り、同所から同川右岸を西進し天王橋に至り、同所から市道蘇北三九号線を北進し岐阜市と各務原市との境界に至り、同所から同境界を西進し主要地方道川島三輪線に至り、同所から同主要地方道を北進し岐阜市と各務原市との境界に至り、同所から同境界を西進し市道日野中五八号線に至り、同市道を西進し国道一五六号との交点に至り、同国道を西進し市道日野中一号線に至り、同市道を北進し市道日野本線に至り、同市道を西進し市道お山下菊川線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	
<p>池田の森特定 猟具使用禁止 区域</p>	<p>横蔵寺裏山特 定猟具使用禁 止区域</p>	<p>揖斐高原特定 猟具使用禁止 区域</p>	<p>具 使 用 禁 止 区 域</p>
<p>揖斐郡池田町大字宮地内の字戌亥谷と字押場を分ける境界と、池田町と不破郡垂井町を分ける境界の交点を起点とし、同所から字戌亥谷と字押場を分ける境界を北東進し字戌亥谷及び字ナダラと字松留及び字割谷を分ける境界を経て字割谷と字杓子を分ける境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し大谷本谷に至り、同所から同谷を東南進し大谷地滑り防止区域標</p>	<p>揖斐郡揖斐川町大字谷汲神原地内の県道神原揖斐川線と県道神原西津汲線との交点を起点とし、同所から字坂本と字更屋敷とを分ける稜線を北東進し字更屋敷と字樽谷を分ける字界との交点に至り、同所から字坂本と字樽谷とを分ける字界を北東進し字平岩と字樽谷とを分ける字界との交点に至り、同所から字坂本と字樽谷とを分ける字界を東進し大字谷汲神原と大字谷汲岐礼とを分ける大字界に至り、同所から同大字界を東南進したのち南進し大字谷汲岐礼と大字谷汲木曾屋とを分ける大字界との交点に至り、同所から大字谷汲神原と大字谷汲木曾屋とを分ける大字界を西南進し大字谷汲神原と大字谷汲木曾屋とを分ける字界との交点に至り、同所から同字界を西進し県道神原揖斐川線に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>揖斐郡揖斐川町大字日坂地内の主要地方道山東本巢線と大規模林道関ヶ原八幡線との交点を起点とし、同所から同林道を東南進し字仙ノ沢と字鷹橋との境界に至り、同所から同境界を南西進し字鷹橋と字貝月との境界に至り、同所から同境界を東南進し字和佐谷と字貝月を分ける稜線に至り、同所から同稜線を南西進し小貝月谷と一の谷を分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を西進し貝月谷との交点に至り、同所から揖斐高原スキー場日坂第二ベアリフト山頂駅のある稜線に向かう谷を南西進し日坂第二ベアリフト山頂駅に至り、同所から日坂第二ベアリフト管理道路を北西進し大字日坂と大字坂内坂本との境界の稜線に至り、同所から同境界を北進し主要地方道山東本巢線との交点に至り、同所から同道路を北東進し起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>道海津三三〇八六号線との交点を起点とし、同所から市道海津三三〇八六号線を西進し市道海津三三〇四〇号線の交点に至り、同所から同市道を北進し今熊谷に至り、同所から町市境を東進し市道海津三三〇八四号線に至り、同所から同市道を起点に至る線により囲まれた区域</p>

